

【裁判年月日等】 平成27年7月8日／最高裁判所第二小法廷／決定／平成26年（オ）
201号／平成26年（受）261号
【著名事件名】 スルガ銀行対日本IBM損害賠償請求事件
【裁判結果】 棄却、不受理
【上訴等】 確定
【裁判官】 千葉勝美 小貫芳信 鬼丸かおる 山本庸幸
【審級関連】 <控訴審>平成25年9月26日／東京高等裁判所／第4民事部／判
決／平成24年（ネ）3612号
<第一審>平成24年3月29日／東京地方裁判所／民事第14部／
判決／平成20年（ワ）5320号...等

最高裁判所第二小法廷
平成26年（オ）第201号／平成26年（受）第261号
平成27年7月8日

静岡県（以下略）
上告人兼申立人 スルガ銀行株式会社
同代表者代表取締役 A
同訴訟代理人弁護士 久保利英明
上山浩
西本強

東京都（以下略）
被上告人兼相手方 日本アイ・ビー・エム株式会社
同代表者代表取締役 B
同訴訟代理人弁護士 牛島信
井上治
石川拓哉
影島広泰
藤村慎也

上記当事者間の東京高等裁判所平成24年（ネ）第3612号損害賠償請求本訴、請負代金等請求反訴事件について、同裁判所が平成25年9月26日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。
本件を上告審として受理しない。
上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の食違いをいうが、その実質は事実

誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 千葉勝美 裁判官 小貫芳信 裁判官 鬼丸かおる 裁判官 山本庸幸)